

「一般名処方について」

当院では、一般名（成分名）により処方しております。
この為、保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応
することができます。
なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋
から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、
薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただく
ことがございます。

病院長